

株主とのコミュニケーション方針【DYJH】

1. 序文

この方針は、株式会社ダイナムジャパンホールディングス（以下「**当社**」）と当社の株主との間の平等、適時、効果的、透明、正確かつオープンなコミュニケーションの実現を目的として、株主とのコミュニケーションに関する当社の原則を定めることを意図する。

2. コミュニケーション手段

(株主総会)

- (1) 当社の定時株式総会及びそれ以外の株主総会は、当社が株主とコミュニケーションをとり、かつ、株主が参加することのできる主要なコミュニケーションの場である。
- (2) 当社は、株主の総会への参加を促進及びサポートする。もし株主が総会に出席することができない場合、代わりに総会に出席して議決権を行使する代理人を選任するように勧める。
- (3) 当社の取締役会（以下「**取締役会**」）は、株主の最大限の参加を促進するために、株主の参加を可能にする仕組みの定期的な見直しを行う。
- (4) 取締役会議長並びに指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の然るべき委員は、株主の質問に回答するため、定時株主総会に出席する。

(当社のウェブサイト)

- (1) 当社のウェブサイト（www.dyjh.co.jp）には、株主とのコミュニケーション等の当社の情報が含まれる。
- (2) 当社は、適用法令・規則にしたがって、当社の公表文、株主総会招集通知・参考書類、その他の情報を当社のウェブサイトに掲載する。

(株主の問い合わせ)

- (1) 株主は、株式に関する質問は、当社の株主名簿管理人である Computershare Hong Kong Investor Services Limited（住所：Shops 1712-1716, 17/F Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）するべきである。
- (2) 株主は、何時でも、質問及び公開されている会社情報の要請ができる。

- (3) 当社は株主の質問に迅速に対応し、当社内で指定された担当者が質問に対応する。連絡先は以下のとおりである。

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 2-25-1-702

株式会社ダイナムジャパンホールディングス 財務・海外事業グループ

オンライン質問：www.dyjh.co.jp/contact/index.html

- (4) 当社は、プライバシーの重要性を信じており、株主本人からの要請を受けた場合又は法令で義務付けられる場合を除き、株主の情報を明らかにしない。

3. 方針の見直し

取締役会は、この方針の定期的な見直しを行い、また随時（適切な方法で）修正する。

制定・改廃

1. 2012 年 8 月 6 日 制定
2. 2016 年 5 月 26 日 改正
3. 2022 年 3 月 29 日 改正